明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○信用保証協会法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・経済産業**二）　一

〔省　令〕

○海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（**国土交通**二）　九

〔告　示〕

○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（**個人情報保護委**一）　四一

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第四十条第二項第五号等の規定に基づく内閣総理大臣が定める事項の一部を改正する件（**デジタル庁**一）　六〇

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**一二）　六〇

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（**国土交通**一〇）　六二

府令・省令

○内閣府令・経済産業省令第二号

信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第三十四条第二項の規定に基づき、信用保証協会法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年一月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
経済産業大臣　萩生田光一

信用保証協会法施行規則の一部を改正する命令

信用保証協会法施行規則（昭和二十八年大蔵省通商産業省令第三号）の一部を次のように改正する。